



結婚したお二人の新しい門出と 第3子以降の新生児の誕生を祝福します



結婚祝金・出産祝金制度がスタートしています。
詳細については、下記までお問い合わせください。

- 【申請窓口】 羅臼町役場企画振興課（お問い合わせ：TEL 87-2114）
【支給額】 結婚祝金・出産祝金共に、お祝金10万円
（うち5万円は、羅臼町商工会商品券で交付します。）
※祝金の支給には、申請が必要です。次の条件を全て満たしている方が対象となります。
- 【結婚祝金】 ①夫婦あるいはどちらか一方が羅臼町に住所を有している方。
②婚姻届後、2ヶ月以内に羅臼町に住所を有し、夫婦共に定住する意思があること。
③羅臼町公民館等において、結婚祝賀会（出席者50名以上）を催していること。
④夫婦共に町税等の滞納がないこと。
⑤結婚祝金の申請期間は、婚姻届を提出されてから6ヶ月以内。
- 【出産祝金】 ①新生児（第3子以降）で、出生後最初の住民登録が羅臼町内になされ、父母等が養育・監護する子であり、かつ支給対象児と同一世帯に住民登録があるもの。
②対象児と同居し、養育する者。
③羅臼町に居住し、引き続き羅臼町に住所を有する意思のある者。
④受給資格者及びその世帯員に町税等の滞納がないこと。
⑤出産祝金の申請期間は、対象児の誕生日から6ヶ月以内。

妊娠の届出をされる方へ

妊娠の届出の際にマイナンバーが必要になりました！

平成28年1月から母子保健法施行規則が改正され、妊娠届出書に妊婦本人の個人番号の記入が義務付けられました。届出の際に個人番号の確認と本人確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。
※代理人が届け出る場合には、委任状と代理人の本人確認を行います。

妊婦本人が届け出る場合

- ① 個人番号カード(個人番号カード1枚で申請可能)
- ② 個人番号通知カード
- ③ 個人番号が記載された住民票(写し可)
②③の場合、本人確認のため、下記AあるいはBが必要です。
A(右記いずれか1点): 運転免許証・パスポートなど顔写真つき身分証明書
B(右記いずれか2点以上): 健康保険証・年金手帳・診察券など



代理人が届け出る場合

- ① 委任状 (役場保健福祉課窓口及び羅臼町ホームページで入手可能です)
- ② 代理人の本人確認ができるもの(下記AあるいはB)
A(右記いずれか1点): 個人番号カード・運転免許証・パスポートなど顔写真つき身分証明書
B(右記いずれか2点以上): 健康保険証・年金手帳・診察券など
- ③ 妊婦本人の個人番号がわかるもの(下記いずれか1点)
個人番号カード(両面写し可)・個人番号通知カード(写し可)
個人番号が記載された住民票(写し可)

お問合せ先：羅臼町役場 保健福祉課 保健師 ☎ 87-2161



『無料調停相談会』が開催されます

遺産相続、金銭貸借、夫婦関係などで悩んでいませんか。
このような「もめごと」について豊富な経験と知識をもった裁判所の民事及び家事調停委員が無料で相談をお受けします。お気軽にお越しください。

- 日時 平成28年11月22日(火) 午前10時～午後7時
- 場所 中標津総合文化会館(しるべつ) 1階 展示室
(中標津町東2条南3丁目1番地1)
- 申込み 予約不要(当日会場で受付します)
- 【主催】 標津調停協会
- 【後援】 最高裁判所・釧路地方裁判所・釧路家庭裁判所
- 【問い合わせ先】 標津簡易裁判所 TEL 0153-82-2046

俺たちのふるさとRAUSUナイトin札幌

羅臼町を離れ札幌で暮らす羅臼町出身者が集まり、幼い頃から食してきた羅臼料理と、羅臼町出身者なら当たり前のように携わってきた漁業の歴史や羅臼町の今を、共に育った昔の仲間と思い出し、語り合い、楽しみながらふるさと「羅臼町」への誇りと思いを感じることができるきっかけのイベントとして「俺たちのふるさとRAUSUナイトin札幌」を開催致します。

- 日時・ 平成28年11月19日(土) 19:00～
- 場所・ 札幌市 燦釧小町大通り店
- 参加募集・ 定員：40名(先着順)
羅臼町出身の20代、30代限定
- 募集締切・ 11月11日(金) 17:00まで
- 会費・ 4,000円
- 申込先・ 羅臼町役場産業課 87-2126

羅臼町の課題、これから期待できることなどを参加者で共有しふるさと羅臼町の「今」を考える「俺たちのふるさとRAUSUナイト」。

～札幌で暮らすお子様やお友達がいる方は

ぜひお声かけして下さい～

☆あなたのまちづくり活動を応援します☆

例えば：町内会館修繕、スポーツイベント開催、商品開発研修など

事業名	補助率 (対象事業費の)	支援内容
○いきいき地域提案型事業	2分の1以内 ※地域より提案された事業の資材購入費は、全額補助します。	熱意のある街づくり活動や地域を活性化させるための事業を応援し、活動費や資材等の購入経費を支援します。
○地域産業活性化事業	2分の1以内	産業活性化に向けた人材育成や研修などを支援します。
	3分の2以内	個性的な産業振興事業や地域によりご提案された事業を支援します。

羅臼町には、まちづくりのための
各種支援制度があります。

【お問い合わせ先】 羅臼町役場まちづくり課 ☎ 87-2162